

西尾市美術展企画運営業務仕様書

1 趣旨

西尾市美術展企画運営業務（以下、「本業務」と言う。）は、西尾市の芸術文化の振興を図るため、西尾市内で開催するものである。市民が芸術文化に触れられる機会を創出し、多くの市民が芸術文化に親しみ、主体的に活動を始める機会となることを目的とする。

2 委託内容

(1) 業務名

第 66 回西尾市美術展企画運営業務

(2) 目的

芸術文化を通して住みよい地域づくりを推進するとともに、より多くの地域住民が様々な角度から芸術文化に親しめる機会の提供を行うものとする。

(3) 実施時期と開催日数

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日までの土日を含む 3 日以上とする。

(4) 会場

企画提案をベースに市と協議の上、決定するものとするが、以下の点に留意すること。

ア. 屋外を会場とする場合は、雨天時の対応を考慮すること。

イ. 会場を確保し、委託料の中から会場使用料を支払うこと。

ウ. 来場者及びスタッフの駐車場を確保し、必要に応じて誘導スタッフを適正に配置すること。

エ. 開催に必要な資機材等を手配するとともに、開場 1 時間前までに会場設営を完了すること。

オ. 開催終了後、速やかに資機材等を撤収し、原状回復すること。

(5) 内容

令和 7 年度までの狭義の公募美術展からより多くの市民が参加できる参加体験型の美術展へ移行する。詳細は企画提案をベースに市と協議の上、決定するものとするが、以下の点に留意すること。

ア. テーマ

第 66 回西尾市美術展 一にし推し美術展 2026—

イ. コンセプト

芸術文化や西尾市に関心がある人に、西尾市の推しを美術作品として制作していただき、出品者の技術と芸術文化の奥深さ、楽しさを広く訴求するとともに

市民目線で発信した西尾市の推しに多くの人に関心を抱き、直に触れたり体験したり発信したりして、さらに多くの人が市内を訪問、回遊するきっかけにする。

ウ. 種目

絵画、彫塑、工芸、書、写真、デザイン、水墨画

エ. 目標出品点数

240 点以上

オ. 出品対象

(ア)幅広い世代を出品対象者とすること。

(イ)テーマ及びコンセプトに沿った作品を出品対象とすること。

(ウ)未発表作品、既発表作品を問わず出品対象とすること。

カ. 出品を認めない作品

(ア)公の秩序又は善良な風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。

(イ)個人又は団体を誹謗、中傷又は差別するもの又はそのおそれのあるもの。

(ウ)個人又は団体の権利又は利益を侵害するもの又はそのおそれのあるもの。

(エ)著作権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの。

(オ)社会問題についての主義又は主張に当たるもの又はそのおそれのあるもの。

(カ)その他市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害するおそれのあるもの。

キ. 出品作品の審査

無審査とすること。

ク. 要件

(ア)多くの作品が集まるように出品者特典を設けるなど募集方法を工夫すること。

(イ)会期中に来場者が芸術文化に親しめる体験型ワークショップなどのイベントを2件以上開催すること。

(ウ)会期中に会場内の周遊を促したり、来場者を増やしたりする企画を取り入れること。

(エ)作品の解説や作品に込められた出品者の想いを掲示するなど、作品を通して出品者と来場者が双方向につながるができる工夫をすること。

(オ)来場者アンケートを行い、効果検証を行うこと。

(カ)出品者や関係団体等との協議、調整は受託者の責任において行うこと。

(キ)第三者等との間に発生したトラブル等に対しては、受託者の責任において対処すること。

- (ク)開催当日等のリスクに備えた保険に加入すること。
- (ケ)委託料によって備品等の財産を取得しないこと。
- (コ)必要に応じて、看護師、保健師等の専門スタッフを手配するなど、円滑な事業実施を図ること。
- (サ)受託者は、市の要望等に対して柔軟に対応すること。
- (シ)受託者は、委託業務を実施するに当たり、市との緊密な連携を図るとともに、進捗に応じて市の指示により報告を行うこと。

3 広報宣伝、情報発信

- (1) 開催日2か月前までに、SNS、Web 広告、新聞、メディア、交通広告等を活用し、内容の告知を含め、効果的かつ効率的に広報宣伝、情報発信を行うこと。
- (2) 誘客を図るために効果的なポスターやパンフレット等を作成し、市内全域へ配布すること。

4 業務実施体制

- (1) 実施責任者の選任
本事業の進捗を適切に管理できる実施責任者を1名選任すること。
- (2) 実施計画書等の作成
実施計画書、当日運営マニュアル、緊急時対応マニュアルを作成し、市へ提出すること。
- (3) 運営管理
本業務にかかる契約、手配、連絡調整をはじめとした全体の円滑な運営管理を行うこと。

5 著作権

本業務で新たに発生する著作権をはじめとする成果品の全ては、市に帰属するものとする。また、成果品に含まれる構成素材（写真、イラスト等）については、市が二次的著作物を作成し、利用することについて許諾すること。

6 成果品

- (1) 完了届 1部
- (2) 業務報告書、収支報告書 各1部
- (3) 完了届、業務報告書、収支報告書は、紙媒体または電子媒体で市へ提出すること。

7 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、本委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報について本委託業務を遂行する目的以外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(3) 本仕様書の位置付け

- ア. 本仕様書に示す内容は主要事項であり、明記していない事項についても、当然備えるべき事項について要求内容に含まれるものとして計画書を作成すること。
- イ. 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また、本仕様書に定めのない事項については、速やかに市と協議をすること。
- ウ. 本仕様書は、受託者からの提案を受けて、契約締結時には協議のうえ変更する場合がある。

8 令和7年度開催実績

第65回西尾市美術展

会 期：10月24日（金）～10月26日（日） 3日間

会 場：にししん文化会館 茶々とホール

出品点数：278点

来場者数：1,300人